

くまもと 議長会報

第 53 号

発行 熊本県町村議会議長会
熊本市東区健軍2丁目4番10号
TEL 096-365-0400
編集者 藤井公明



「若宮神社秋季例大祭 通しもの（御船町）」

各郡要望事項の早期実現を

(実行運動) 2



「通年議会」制度化・

専決処分不承認で長に報告義務

(地方自治法一部改正法が成立) 3

議員の被用者年金加入 総務省が検討報告..... 6

議員在職4年未満 全体の3割

(第58回町村議会実態調査の概要) 9

新監事に大石水上村議長を選任..... 13

再選議長プロフィール..... 13

全国町村議会議員 団体補償制度..... 14

団体医療保険..... 15

みんなでつくろう 元気 大津

人と自然にやさしい心かよいあうまち

大津町..... 16

野の花と風薫る郷『高森町』
高森町..... 17

議長会の動き

(全国・本会) 18

(2) 議会と長との関係

① **再議制度**（長が、異議のある議決や越権・違法な議決等に対して、再度の議決を議会に求める制度）

- 一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件（総合計画など）に拡大する。

※ 条例・予算以外の議決の再議決要件は過半数とする。

② **専決処分**（議会が議決すべき事件について必要な議決が得られない場合に、議決に代えて長が行う処分）

- 副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。
- 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないこととする。

③ 条例公布

- 長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。

(3) 直接請求制度

- 解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

※ 現行：有権者数の3分の1（40万を超える部分については6分の1）

→ 改正後：有権者数の3分の1（40万から80万の部分については6分の1、80万を超える部分については8分の1）

(4) 国等による違法確認訴訟制度の創設

- 国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができる

(5) 一部事務組合・広域連合等

- 一部事務組合、協議会及び機関等の共同設置からの脱退の手続を簡素化する。

※ 広域連合は対象外とする。

- 一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができる

- 広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができる

2 施行期日

① 地方議会の会期、臨時会の招集権、議会運営（公聴会等）、議会の調査権、再議制度、

専決処分、条例公布

公布日（平成24年9月5日）

② 議会運営（委員会等）、政務活動費、直接請求制度（署名数要件の緩和）、

国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合・広域連合等

公布後6月以内

地方自治法の一部を改正する法律（概要）について

平成24年9月
総務省自治行政局

- 地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について必要な改正を行う。
- 内閣総理大臣の諮問機関である第30次地方制度調査会において取りまとめられた「地方自治法改正案に関する意見」（平成23年12月15日）に基づくもの。

1 改正事項

（1）地方議会制度

① 地方議会の会期

- 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることとする

※ 通年の会期とは、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするもの。

※ 通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める。

※ 長等の議場への出席義務については、定例日又は議案の審議に限定する。

※ 長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除されることとする（定例会、臨時会においても同様）。

※ 長等に議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼさないよう配慮することとする。（議員修正により追加されたもの）

② 臨時会の招集権

- 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することとする

③ 議会運営

- 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項（例：常任委員は会期の始めに議会で選任）を条例に委任する。

- 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることとする。

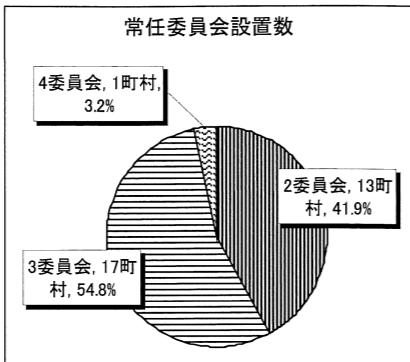
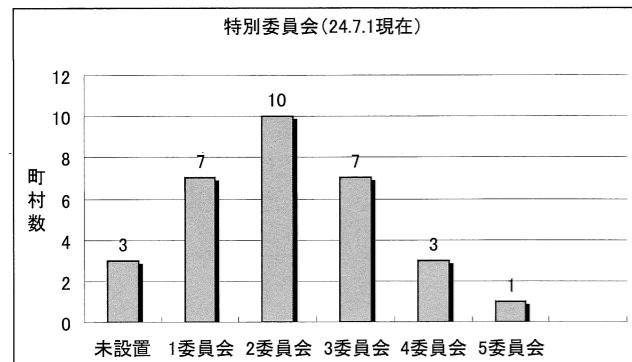
④ 議会の調査権（議員修正により追加されたもの）

- 議会が調査を行うため選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限ることとする。

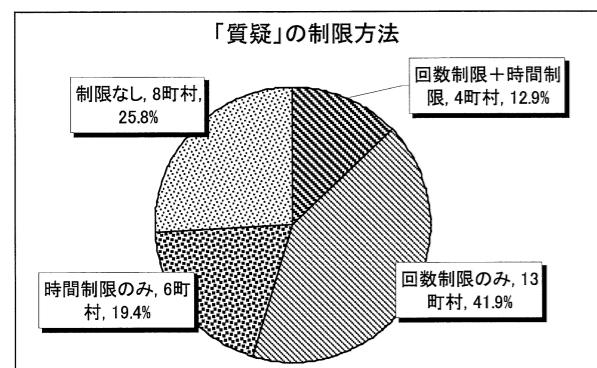
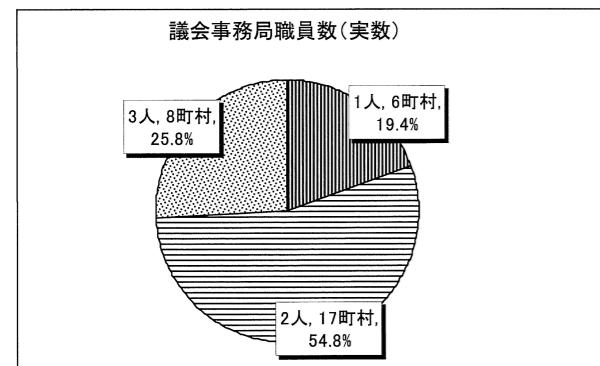
⑤ 政務活動費（議員修正により追加されたもの）

- 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとする。

- 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとする。

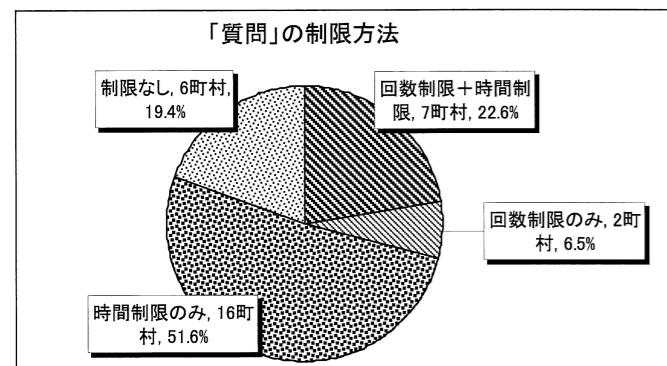


※議長が2委員会を兼務
球磨村(定数11)
3委員会(総務4、文教
厚生4、経済建設4)
※議長を除く議員2人が
2委員会を兼務



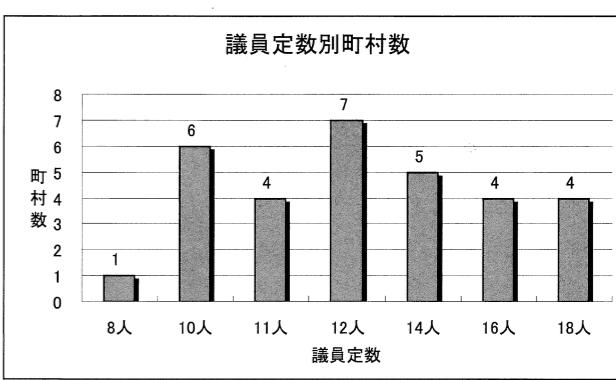
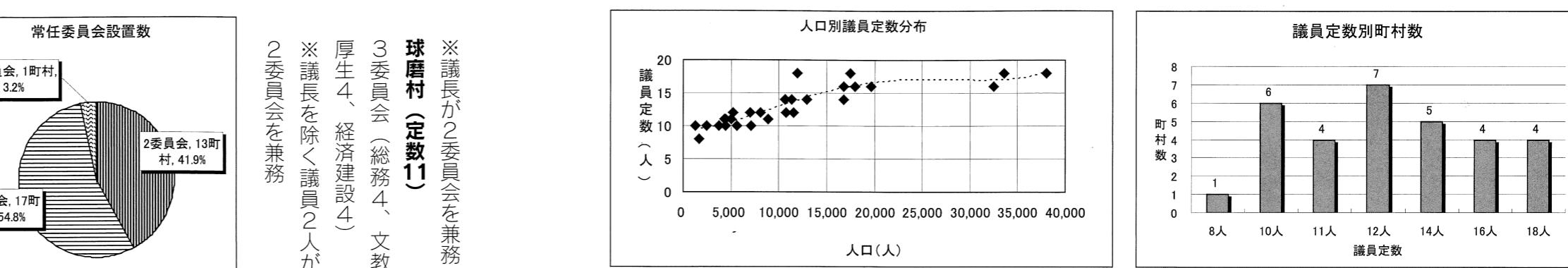
5. 議会事務局

委員会が1町村となつており、未設置の町村が3町村となつてゐる。



見ると、人口が多くなるにしたがつて、平均報酬額も高くなる傾向にある。

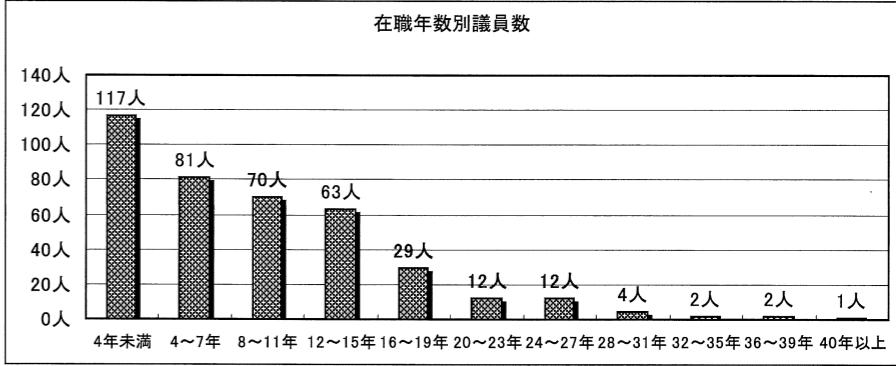
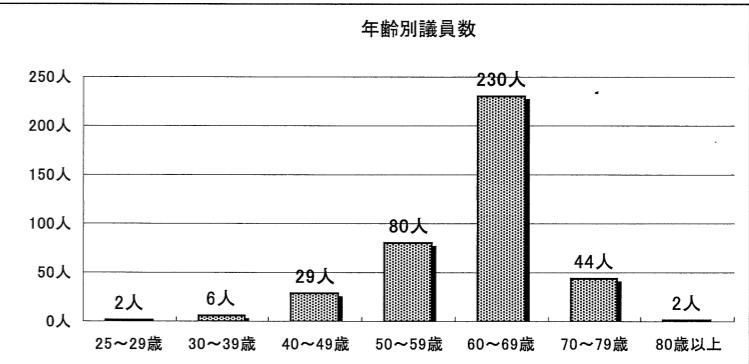
全国の平均報酬額（昨年度、第57回）は、議長が28万5974円、副議長が23万1471円、議員が20万9930円となつており、県内平均額はすべての役職において全国平均額を上回っている。



人口別に議員定数の分布状況を見てみると、大まかに見て、人口が増えるにつれて定数は増えているが、定数10人の町村の人口は、その最小と最大の差が5800人、同様に11人は4600人、12人は6400人、14人は6100人、16人は1万5800人、18人は2万6100人であり、定数が増えるにつれて、同定数の人口差も大きくなる傾向にある。

3. 議員年齡・在職年數

県内町村の7月1日現在の議員（実在職393人）を年齢別で見ると、最も多いのは60歳～69歳の230人（58・5%）、以下50歳～59歳の80人（20・4%）、70歳～79歳の44人（11・2%）、40歳～49歳の29人（7・4%）、30歳～39歳の6人（1・5%）、25歳～29歳の2人（0・5%）、80歳以上の2人（0・5%）



4 常任委員會・特別委員会

県内町村の常任委員会の設置数は、3委員会を設置している町村が最も多く17町村(54・8%)、次いで2委員会を設置している町村が13町村(41・9%)、4委員会を設置している町

文教5、經濟建設

相良村（定数11）
2委員会（総務文教6、
産業福祉6）

7. 議員報酬

7. 議員報酬

議員報酬月額の県内平均額は、議長が30万2342円、副議長が24万9339円、議員が22万7187円となつており、昨年と比較し、議長は810円、副議長が745円、議員が758円下がつてゐる。人口段階区分別に平均報酬額を見ると、人口が多くなるにしたがつて、平均報酬額も高くなる傾向にある。

全国の平均報酬額（昨年度、第57回）は、議長が28万5974円、副議長が23万1471円、議員が20万9930円となつており、県内平均額はすべての役職において全国平均額を上回つてゐる。

人口別に議員定数の分

となつてゐる。

村が1町村（3・2%）となつており、1町村平均2・6委員会、1委員会の平均定数は5・0人となつてい る。

卷之三

第三屆全國人民代表大會常務委員會（定數11）

兼務
（定数6）

微航圖（足數1）



監事大石長一郎

大石長一郎
(62歳)

再選議長プロフィール



あさぎり町議会議長
橋爪和彦
年齢 69歳
議員 4回当選
議長就任
平成24年5月7日(再選)

地方分権新時代に入り、議会の役割と権限は次第に大きくなり、それに伴つて責任も重くなっています。住民代表としての期待に応えて十分に責務を果たすためにも、議会力を上げたいと願っています。議会改革を継続して、議員各自の資質の向上や一層の情報公開を図る所存です。

議長プロフィールについては、今年4月から8月までに就任された方々を掲載いたしました。

新監事に 大石水上村議長を選任

本会監事であつた柳詰正治前球磨村議會議長が、3月13日に議長を辞職したことに伴い、本会は、5月17日に開催した第1回理事会において、新監事に大石長一郎水上村議會議長を選任した。

本来監事は総会において選挙すべきものであるが、

新監事の任期は、現役員の残任期間である来年の6月13日までとなる。

今回は従来の慣例に従い、事前に各町村議会議長より地元郡の各理事に対し委任状を提出してもらい、総会に代えて理事会議において選挙を行つた。

新監事の任期は、現役員の残任期間である来年の3月13日までとなる。

平成 24 年 9 月 30 日

※一定期間、条例規定額より減額した報酬を支給する規定を設けている場合は、当該規定による実際の支給額を算入している。また、五木村は、成果報酬制度としているため、この調査では、その定額報酬部分についてのみ算入している。

人口段階區分別平均報酬額

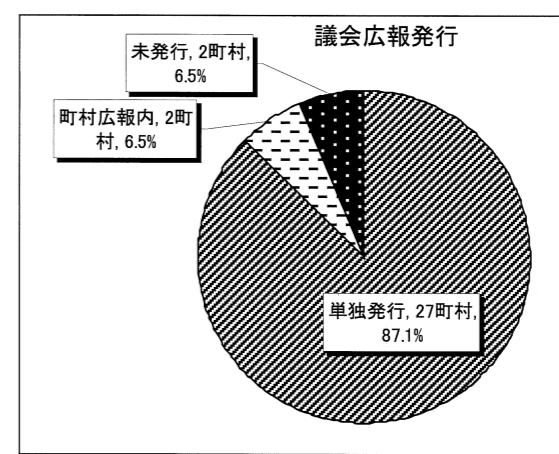
The chart displays the average salary (in yen) for three types of local government officials: Mayor, Vice Mayor, and Councillor. The data is presented for five prefectures (A-E) and the national average. The Y-axis represents the salary amount in yen, ranging from 0 to 350,000. The X-axis categories are Mayor, Vice Mayor, and Councillor.

Category	Prefecture A	Prefecture B	Prefecture C	Prefecture D	Prefecture E	National Average
議長 (Mayor)	276,513	294,514	311,813	321,660	332,033	302,342
副議長 (Vice Mayor)	227,663	242,886	257,363	265,460	273,933	249,339
議員 (Councillor)	207,300	221,471	235,000	241,400	249,033	227,187
全国 (National Average)	285,974	231,471	209,930			

9. 模擬議會等

過去1年間の模擬議会の開催状況については、子ども議会を行つた町村が5町村（菊陽町、産山村、甲佐町、多良木町、球磨村）あつた。

住民懇談会・議会報告会の開催状況については、4町村（菊陽町、御船町、あさぎり町、五木村）が行つてゐる。



講会広報について 広報紙を單獨で発行している町村は27町村（87.1%）、町村広報内で併せて行つている町村が2町村（6.5%）、未発行が2町村（6.5%）となつてゐる。

全国町村議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険(医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険)

保険期間 平成 25 年 1 月 1 日午後 4 時から 1 年間

「病気」を補償し、ご安心をお届けする制度です。



安心の団体医療保険 5 つの特長

1 「病気」を補償します!

- 病気による入院・手術を補償します。三大疾病(がん・急性心筋こうそく・脳卒中)となった場合の補償もセトできます。
- 病気による入院は、日帰り入院から補償します(注1)。
- また、1 回の入院につき 120 日限度、通算 1,000 日まで補償します。

4 お手続きは簡単です!

- ご加入の際、医師の診察は不要です。簡単な告知で加入できます(注2)。
- 保険期間は 1 年間です。以降 1 年ごとに自動継続となりますので、お手間が掛かりません(注3)。

2 団体割引 30% の、割安な保険料です!

ご加入年齢 60 歳~64 歳の場合
疾病入院保険金 (A なしにご加入の場合)
1 日につき 5,000 円
疾病手術保険金
手術の種類により 20-10-5 万円

18,270 円
(保険期間 1 年、年払、
(団体割引 30% 適用))

3 議員・退職議員の皆さまのための制度です!

- 議員議員を退職後も、継続して加入できます。
- 議員の皆さまの配偶者も加入できます。
- 79 歳(保険始期日時点の満年齢)まで加入できます。

5 無料の健康・介護相談サービス (損保ジャパン・アシスタントダイヤル)をご利用いただけます!

(注 1) 日帰り入院とは、日帰り手術のため 1 日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

(注 2) 加入申込書および被保険者健康告知書の内容により、お引き受けをお断りしたり、お引き受けの条件を制限させていただくことがあります。

(注 3) 本制度は保険期間の中途でのご加入はできません。

* このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

[保険契約者]
全国町村議会議員互助会

[取扱代理店]
株式会社 まちむら

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-8308

[引受保険会社]
株式会社 損害保険ジャパン

営業開発第二部 第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-3287 FAX 03-3348-6090

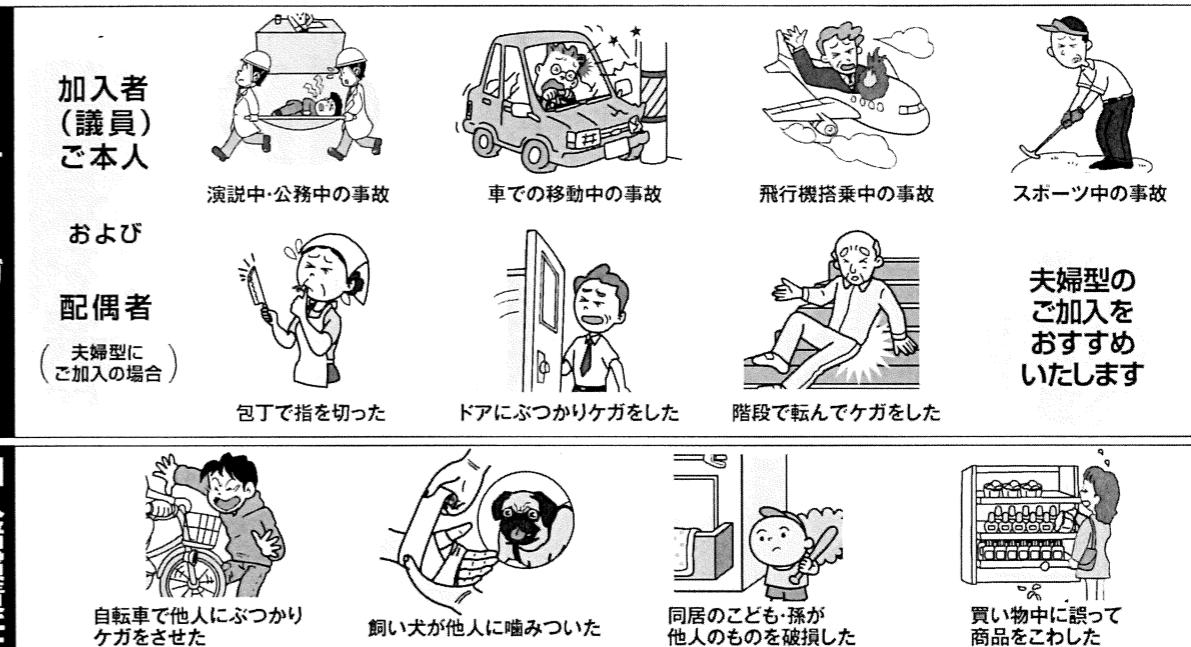
SJ12-04705 2012.8.08

全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険
(傷害総合保険)

- 保険期間 毎年 7 月 1 日午後 4 時から 1 年間(随时加入できます。)
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合(例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。)



保険金額と掛金(保険料+制度運営費)

(注) 本人型と夫婦型は、重複して加入できません。
(保険期間 1 年間 職種別 A 級)

加入タイプ	本人型		夫婦型	
	加入者(議員・退職議員)本人	加入者(議員・退職議員)本人	配偶者	配偶者
補償内容				
ケガ	重度 後遺障害	交通事故 交通事故以外のケガ	交通事故	交通事故
	1,558 万円	800 万円	8,000 円	8,000 円
	交通事故以外のケガ	交通事故	交通事故以外のケガ	交通事故
	800 万円	8,000 円	4,000 円	4,000 円
	交通事故	交通事故	交通事故以外のケガ	交通事故
	8 万円~16 万円・32 万円	8 万円~16 万円・32 万円	8 万円~16 万円・32 万円	8 万円~16 万円・32 万円
	4 万円~8 万円・16 万円	4 万円~8 万円・16 万円	4 万円~8 万円・16 万円	4 万円~8 万円・16 万円
	交通事故	交通事故	交通事故以外のケガ	交通事故
	2,500 円	2,500 円	1,500 円	1,500 円
	交通事故以外のケガ	個人 賠償 責任	個人 賠償 責任 (除く自動車事故、家族事故など)	個人 賠償 責任 (除く自動車事故、家族事故など)
	最高 5,000 万円 (自己負担額なし)	最高 5,000 万円 (自己負担額なし)	最高 5,000 万円 (自己負担額なし)	最高 5,000 万円 (自己負担額なし)
掛金	年 1 回払(6 月)	22,000 円 (保険料 20,000 円+制度運営費 2,000 円)	35,000 円 (保険料 33,000 円+制度運営費 2,000 円)	35,000 円 (保険料 33,000 円+制度運営費 2,000 円)

本年度は、約 15%(注 1) の割引となります。

(注) 団体割引 30%、過去の損害率による割増 35%、大口割引 10% を乗算しています。

- 町村議会議員の皆さまがご加入いただける制度です。
- 議会議員を退職後も、継続してご加入いただけます。(掛金のお支払いは口座振替となります。)
- 公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・国外を問わず 24 時間補償します。
- 地震によるケガも補償します。
- 加入の際、医師の診査などは不要で、年齢に関係なくご加入いただけます。

○ご加入のお申込みは
町村議会事務局まで

新規・中途加入者の掛金(保険料+制度運営費)				
補償開始日	掛金	補償開始日		掛金
		本人	夫婦型	
7 月 1 日	22,000 円(保険料 20,000 円)	35,000 円(保険料 33,000 円)	1 月 1 日	11,000 円(保険料 10,010 円)
8 月 1 日	20,200 円(保険料 18,340 円)	32,100 円(保険料 30,260 円)	2 月 1 日	9,200 円(保険料 8,340 円)
9 月 1 日	18,400 円(保険料 16,670 円)	29,200 円(保険料 27,500 円)	3 月 1 日	7,400 円(保険料 6,660 円)
10 月 1 日	16,500 円(保険料 15,000 円)	26,300 円(保険料 24,760 円)	4 月 1 日	5,500 円(保険料 5,010 円)
11 月 1 日	14,700 円(保険料 13,340 円)	23,400 円(保険料 22,000 円)	5 月 1 日	3,700 円(保険料 3,340 円)
12 月 1 日	12,900 円(保険料 11,670 円)	20,500 円(保険料 19,260 円)	6 月 1 日	1,900 円(保険料 1,670 円)

全国町村議会議員互助会(保険契約者)

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

● 本保険制度は、株式会社損害保険ジャパンを幹事保険会社とする損害保険会社 4 社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

● ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この広告は概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン営業部までお問い合わせください。

● 取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830

● 幹事引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第二部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 電話 03-3349-3287

SJ11-13871 2012 年 3 月 30 日作成

議長会の動き

(平成 24 年 4 月～平成 24 年 9 月)

全国議長会・ブロック会等

平成 24 年	4.12 ～13	各団体事業説明会・第 35 回都道府県職員研究会 (東京・全国町村議員会館)
	4.20	連絡調整会議 (議員会館)
	5.28	理事会・都道府県会長会 (議員会館)
	5.29 ～30	第 36 回町村議会議長・副議長研修会 (東京・メルパルクホール)
	6.25	九州各県町村議会議長会協議会 (大分県別府市)
	7. 6	連絡調整会議 (議員会館)

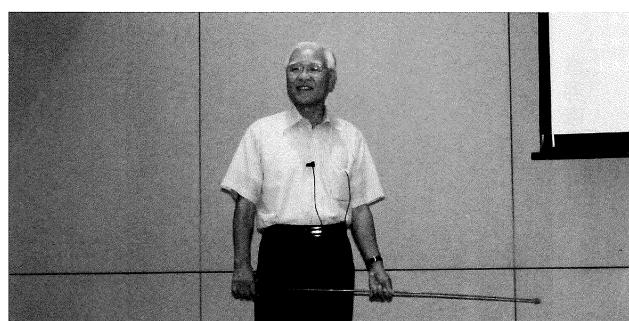
7.10 ～11	第 67 回町村議会事務局職員研修会 (議員会館)
7.18 ～19	理事会・都道府県会長会 (議員会館)
7.30 ～31	第 76 回町村議会広報研修会 (シェーンバッハ砂防)
8.28	理事会 (群馬県渋川市)
9. 6	九州各県町村議会議長会事務局職員研修会 (長崎県五島市)
9.19	九州各県町村議会議長会事務局長会 (佐賀県嬉野市)

本会

平成 24 年	4.24	事務説明会 (熊本県市町村自治会館)
	5. 9	町村議會議長研修会 (自治会館) 講師：政治アナリスト 伊藤 慎夫 氏 演題：「これからの政局・政治展望」



7.26	町村監査委員研修会 (自治会館) 講師：島根県町村監査委員協議会 相談役 新見 光男 氏 演題：「官公庁における決算審査の問題点と対策」
------	---



5.17	実行運動 (県当局、県議会、自民党県連)・第 1 回理事会議
6.27	第 1 回監査会議 (自治会館)
7.23	町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会 (自治会館) 講師：中部大学 教授 武田 邦彦 氏 演題：「環境問題のウソと真実」



7.31	第 2 回理事会議 (自治会館)
8.20	第 1 回郡事務局長会議 (自治会館)
8.29	町村議会正副議長研修会 (自治会館) 講師：前高知県知事 橋本 大二郎 氏 演題：「もう一つの地殻変動」

